

審議会等の会議の公開について

1 審議会等の公開の理由

審議会等の会議を公開することにより、その審議状況を市民に明らかにし、審議会等の透明性の向上を図るとともに、市民の市政への理解と信頼を深め、もって公正で開かれた市政を実現するため、「茅野市審議会等の会議の公開に関する要綱」（別紙１）を定め、平成２２年度から、審議会等の会議の一般への公開及び会議録の公開を実施しています。

2 審議会等の公開に関する基準等

審議会等の公開に関する基準等については、以下のとおりとします。

(1) 公開の対象とする会議

地方自治法第１３８条の４第３項の規定により設置された付属機関（法律又は条例の定めるところにより設置された審査会、審議会等）

例：茅野市情報公開・個人情報保護審査会、茅野市特別職報酬等審議会、茅野市都市計画審議会、茅野市環境審議会…等

(2) 会議公開の原則

審議会等の会議は、原則として公開とします。ただし、法令等により公開することができない場合、茅野市情報公開条例に規定する非公開情報に該当する事項の審議等を行う場合、会議の公開が公正かつ円滑な議事運営に支障を生じる場合については、非公開とすることができます。（具体的には、「審議会等を非公開とする基準」（別紙２）をご覧ください。）

また、審議会等の会議を公開とするか、非公開とするかは、当該審議会等において検討し、決定します。

(3) 会議開催の事前公表

会議を開催するにあたり、その開催日時、開催場所、議題等を事前に公表するものとします。公表の方法は、茅野市役所掲示板への掲示及びホームページへの掲載とします。

(4) 会議の公開の方法

会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとします。傍聴に定員を設ける場合は、原則として先着順に傍聴を認めるものとします。

(5) 会議録の作成、公表

会議終了後、速やかに会議録を作成し、一般に公表することとします。公表の方法としては、ホームページへの掲載、担当課における閲覧とします。会議録の公開の前に、会議録を審議会等の委員に送付し、内容の確認を行います。

(6) 運用状況の報告及び公表

１年に１回、会議公開の運用状況を取りまとめ、公表するものとします。

茅野市告示第 103 号

茅野市審議会等の会議の公開に関する要綱を次のように定め、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

平成 22 年 3 月 30 日

茅野市長 柳 平 千 代 一

茅野市審議会等の会議の公開に関する要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、審議会等の会議の公開に関し、必要な事項を定め、審議会等の会議を公開することにより、その審議状況を市民に明らかにし、審議会等の透明性の向上を図るとともに、市民の市政への理解と信頼を深め、もって公正で開かれた市政を実現することを目的とする。

(対象とする会議)

第 2 条 この要綱の対象とする会議は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定により設置された附属機関及び市の事務又は事業について審議、審査、調査等を行うため、規則、要綱等により設置された附属機関に準ずる機関（以下「審議会等」という。）の会議とする。

(会議公開の原則)

第 3 条 審議会等の会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 法令等（法律、命令又は条例をいう。以下同じ。）の規定により会議を公開することができないと認められる場合
- (2) 茅野市情報公開条例（平成 10 年茅野市条例第 24 号）第 6 条各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）に該当する事項の審議等を行う場合
- (3) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じることが明らかに予想される場合

(公開又は非公開の決定)

第 4 条 審議会等の会議の公開又は非公開の決定は、前条に規定する基準に基づき審議会等の長が当該審議会等に諮って行うものとする。

- 2 審議会等は、会議を非公開とすることを決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。
- 3 公開とすることを決定した審議会等の会議中において、会議を非公開とすべきであると認められる場合は、審議会等は、会議を非公開とすることができる。
- 4 第 1 項及び第 2 項の規定は、前項の場合において準用する。

(会議開催の事前公表)

第 5 条 審議会等は、会議を開催するにあたり、次に掲げる事項をあらかじめ公表しなければならない。ただし、緊急に会議を開催する必要があると認められるときは、

この限りでない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 問い合わせ先
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 審議会等を所管する課等（以下「担当課等」という。）の長は、当該審議会等の会議の開催日の1週間前までに、前項に規定する事項について記載した審議会等の会議開催のお知らせ（別記様式）を茅野市公告式条例（昭和30年茅野町条例第1号）第2条第2項に規定する茅野市役所掲示場に掲示するとともに、茅野市ホームページに掲載するものとする。

（公開の方法等）

第6条 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

- 2 審議会等は、審議会等の会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）の定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。
- 3 会議の傍聴を希望する者が前項の定員を超えるときは、先着順により傍聴者を決定するものとする。ただし、審議会等が特に必要と認めるときは、他の方法によることができる。
- 4 審議会等は、会議を公開するに当たり、会議が公正かつ円滑に行われるよう、当該会議の開催中における会場の秩序の維持に努めなければならない。

（傍聴することができない者）

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 危険物を持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり等を持っている者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器又は拡声器等を持っている者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

（傍聴者の守るべき事項）

第8条 傍聴者は、係員の指示に従うとともに、次の事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

- (1) 会場内における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会場内において発言しないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 事前に審議会等の長の許可を得ている場合を除き、会場において撮影、録音その他これに類する行為をしないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるよう

な行為をしないこと。

(傍聴者の退場)

第9条 傍聴者は、第4条第3項の規定により、会議を非公開とする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

2 審議会等の長は、傍聴者が前条の規定に反するときはこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(会議資料の閲覧)

第10条 審議会等の会議に関する資料は、傍聴者の閲覧に供するものとする。この場合において、非公開情報に該当する資料は、当該資料から除くものとする。

(会議録の作成等)

第11条 審議会等は、会議終了後速やかに会議録を作成しなければならない。

2 会議録は、会議を開催した日の属する年度の翌年度の末日まで、次に掲げる方法により、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 茅野市ホームページへの掲載

(2) 担当課等における閲覧

(3) その他審議会等が指定する場所での閲覧

3 第3条の規定により、審議会等の会議の全部又は一部を非公開とした場合における当該審議会等の会議録は、その要旨のみを記載し、又は発言をした者の氏名等を省略することができる。

(特別の定めがある場合の取扱い)

第12条 審議会等の会議の公開並びに会議録の作成及び公開について、法令等に特別の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

(運用状況の報告及び公表)

第13条 担当課等の長は、この要綱による会議公開の運用状況を取りまとめ、会議を開催した日の属する年度の翌年度の4月末日までに、庶務課長に報告するものとする。

2 庶務課長は、毎年度1回、この要綱による会議公開の運用状況について公表するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、会議の公開について必要な事項は、審議会等の長が当該審議会等に諮って定めるものとする。

別記様式（第5条関係）

年 月 日

審議会等の会議開催のお知らせ

茅野市審議会等の会議の公開に関する要綱の規定により、次の審議会等の開催についてお知らせします。なお、議題により会議が非公開となる場合がありますので、ご了承ください。

会議の傍聴等の詳細については、下記問い合わせ先へお問い合わせください。

会 議 の 名 称	
開 催 日 時	年 月 日（ ） 時から
開 催 場 所	
議 題	
問 い 合 わ せ 先	
そ の 他	

審議会等を非公開とする基準

茅野市審議会等の会議の公開に関する要綱の規定により、茅野市において設置した審議会等は原則として会議を公開していくこととなります。ただし、会議の内容によっては、非公開とすることが妥当なものもあります。そこで、審議会等の会議を非公開とする基準を以下のように定めます。

1 法令等の規定により会議を公開することができないと認められる場合（要綱第3条第1号）

例：公平委員会における口頭審理の非公開（人事院規則第30条第3項）…等

2 茅野市情報公開条例第6条各号に掲げる情報に該当する事項の審議等を行う場合（要綱第3条第2号）

茅野市情報公開条例第6条に規定する非公開情報

(1) 法令の規定により明らかに公開することができない情報

例：公判開廷前の訴訟に関する情報（刑事訴訟法第47条）、児童相談所において相談、調査等をしたことにより知りえた情報（児童福祉法第61条）…等

(2) 個人に関する情報で、特定の個人が識別され、または識別され得るもの

例：戸籍等に関する情報（氏名、性別、生年月日等）、経歴に関する情報（学歴、職歴等）、心身に関する情報（障害程度等）、能力・成績等に関する情報（学業成績、勤務成績等）、財産・収入状況に関する情報（資産状況等）、思想・信条に関する情報（信仰、宗教等）…等

(3) 法人その他の団体に関する情報等で公開することにより法人等に不利益を与えることが明らかであると認められるもの

例：生産・技術等に関する情報（製造工程、原材料の種類・使用量等）、事業活動・営業活動等に関する情報（取引先、受注経路等）、社会的信用を損なうと認められる情報（法人等に対する評価に関する情報等）、経理・人事・労務等内部管理に関する情報（従業員名簿、採用状況等）…等

(4) 国又は地方公共団体からの協議又は依頼に基づいて作成し、又は取得した情報で、公開することにより、国等との協力関係を著しく害するおそれがあるもの

例：国等が公表するまで公表してはならないとされている情報（国等の計画素案、国等の用地処分案等）…等

(5) 市の内部等における審議、調査等に関する情報で、公開することにより当該審議、調査等の公正かつ円滑な実施に著しい支障を生ずるおそれのある

もの

例：未成熟な情報であって、市民に不正確な理解や誤解を与える恐れのある情報、公開することにより、情報提供者との信頼関係を損なうなど以後の資料収集を著しく困難にする情報…等

- (6) 市等の事務事業の性質上、公開することにより、当該事務事業の公正かつ円滑な実施に著しい支障を生ずるおそれのあるもの

例：公開することにより当該事務事業を実施する目的が失われる恐れのある情報（実施前の試験問題、検査等の計画に関する情報等）、公開することにより反復・継続する同種の事務事業の公正かつ円滑な執行を著しく困難にさせるおそれのある情報（入札実施前の予定価格、過去の損失補償等に関する情報等）…等

- (7) 人の生命、身体及び財産の保護等公共の安全の確保のため、公開しないことが必要と認められる情報

例：犯罪の捜査、予防等のため公開しない情報…等

3 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じることが明らかに予想される場合（要綱第3条第3号）

- ・会議開催の阻止や審議への介入などの障害が現実のものとして存在するか、そのような危険が予測される場合
- ・審議会等の委員や関係者の生命、身体及び財産に損害が及ぶおそれがある場合
- ・傍聴者からのヤジ等により、審議会等の委員の自由な発言ができないおそれがある場合
- ・公開することにより審議する事務事業の実施の目的を失わせるような場合

以上、上記に該当しない場合は、審議会等の会議は公開することとします。